



鳥取県公報

平成16年10月26日(火)
号外第161号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 銃猟禁止区域の指定(787)(環境政策課)..... 1

告 示

鳥取県告示第787号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を指定したので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成16年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域	存 続 期 間
本庄堤銃猟禁止区域	岩美郡岩美町大字本庄地内の国道9号と林道向山本線との交点を起点とし、同林道を900メートル南方に進み、山道に至り、同山道を北方に進み、国道9号に至り、同国道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
玉津銃猟禁止区域	鳥取市倭文地内の市道倭文横枕線と大井手川との交点を起点とし、同所から同市道を北西に進み、同市倭文400番地先の農道に至り、同農道を南西に進み、防谷堤の堤防の東端に至り、同所から北側と南側の防谷堤と山林との境界を南方及び北方に進み、同堤の堤防の西端に至り、同所から同堤の堤防を東方に進み、同堤防中央部付近の農道に至り、同農道を北方に進み、市道玉津倭文1号線に至り、同市道を西方に進み、農道に至り、同農道を90メートル南西に進み、同農道と湯谷堤に通じる農道との交点に至り、湯谷堤に通じる農道を南方に進み、湯谷堤の堤防の西端に至り、同所から同堤の堤防の東端に至り、同所から同堤の周辺を南方及び北方に進み、同堤の堤防の西端に至り、同所から湯谷堤に通じる農道を北方に進み、同農道と農道の交点に至り、同所から農道を55メートル西方に進み、三叉路に至り、同所を北方に進み、市道玉津1号線に至り、同市道を北東に進み、市道倭文横枕線に至り、同市道を北西に進み、代後池の東端に至り、同所から池の周囲を南西及び北方に進み、同池の北西端に至り、同所から市道倭文横枕線を北西、北方及び北西に進み、県道猪子・国安線に至り、同県道を東方に進み、大井手川に至り、同川を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
上野銃猟禁止区域	鳥取市立川町五丁目地内の県道鳥取国府岩美線と西日本旅客鉄道株式会社山陰本線との立体交差を起点とし、同所から同線を北東に進み、市道滝山開拓1号線に至り、同市道を南東、北東に進み、大沢池の南西端に至り、同池の周囲を北方、南方に進み、同池の南東端(市道滝山開拓1号線)に至り、同市道を南方に進み、	平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

	市道岩倉開拓線に至り、同市道を南東に進み、平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市と平成16年11月1日市町村合併前の国府町との境界に至り、同境界を西方に進み、市道宮ノ下14号線に至り、同市道を南方に進み、市道宮ノ下4号線に至り、同市道を西方に進み、市道宮ノ下7号線に至り、同市道を北西に進み、市道宮ノ下6号線に至り、同市道を北東に進み、市道奥谷1号線に至り、同市道を西方に進み、市道立川甌山線に至り、同市道を西方に進み、県道鳥取国府岩美線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の地域	
千代川銃猟禁止区域	鳥取市河原町釜口地内の国道53号と県道八日市釜口線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み、県道鷹狩渡一木線に至り、同県道を北西及び北方に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を北方に進み、平成16年11月1日市町村合併前の河原町と平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市との境界に至り、同境界を北東に進み、国道53号に至り、同国道を北東に進み、千代川の右岸堤防に至り、同堤防を南東に進み、市道河原円通寺線に至り、同市道を南西に進み、県道河原郡家線に至り、同県道を南東に進み、市道徳吉片山線に至り、同市道を南西に進み、八東川の左岸堤防に至り、同堤防を北西に進み、市道稲常徳吉線に至り、同市道を南方に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を西方に進み、国道53号に至り、同国道を南西及び南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
郡家船岡八東川銃猟禁止区域	鳥取市河原町片山地内の市道徳吉片山線と県道河原郡家線との交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、県道鳥取郡家線に至り、同県道を東方に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を北方に進み、久能寺用水路に至り、同水路を南東及び東方に進み、本谷川砂防河川に至り、同河川を東方に進み、国道29号に至り、同国道を南東に進み、郡家町と八東町との境界に至り、同境界を南西及び北西に進み、八東町と船岡町との境界に至り、同境界を南西に進み国道482号に至り、同国道を北西に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を北西に進み、市道稲常徳吉線に至り、同市道を北方に進み、八東川の左岸堤防に至り、同堤防を南東に進み、市道徳吉片山線に至り、同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
八東川銃猟禁止区域	八東町と郡家町との境界と国道29号との交点を起点とし、同所から同国道を南東及び東方に進み、県道津山智頭八東線に至り、同県道を南西及び西方に進み、県道才代船岡線に至り、同県道を北西に進み、国道482号に至り、同国道を北西に進み、八東町と船岡町との境界に至り、同境界を北東に進み、八東町と郡家町との境界に至り、同境界は南東及び北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
佐治川ダム銃猟禁止区域	鳥取市佐治町尾際地内の市道尾際線と市道呑谷線との交点を起点とし、同所から市道呑谷線を南東に進み、国道482号に至り、同国道を南西に進み、市道中線に至り、同市道を北方に進み、遊歩道2号線に至り、同遊歩道を北方及び南東に進み、遊歩道1号線に至り、同遊歩道を南東に進み、山王滝遊歩道に至り、同遊歩道を南方及び東方に進み、佐治川ダム管理道に至り、同管理道を北東に進み、佐治川ダム堤体に至り、同堤体から佐治川左岸を北東に進み、市道旅行村線に至り、同市道を東方に進み、市道尾際線に至り、同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
新興銃猟禁止区域	東伯郡関金町大字堀地内の町道七石ヶ平線と県営一般農道関金線との交点を起点とし、同所から同農道を北東に進み、町道開拓線に至り、同町道を西方に進み、同町道の終点に至り、同所から北西に170メートル進み、高塚三角点に至り、同所から倉吉市と関金町との境界を東方に進み、町道森越7号線に至り、同町道を南方に進み、県営一般農道関金線に至り、同農道を南東に進み、町道森越6号線に至り、同町道を南方に進み、長尾溜池の南岸で交差する天神野水路に至り、同水路を西方に進み、町道七石ヶ平線に至り、同町道を西方及び北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

	至る線に囲まれた一円の地域	
宮谷頭堤銃猟 禁止区域	倉吉市国分寺地内の宮谷頭堤の湖面	平成16年11月1日 から平成26年10月 31日まで
彦名干拓地銃 猟禁止区域	米子市内の彦名干拓地の湖岸線で囲まれた区域(米子水鳥公園区域西端と沖俎 岩東端を結ぶ直線と湖岸線との交点を起点とし、同所から同所と同公園区域西端 を結ぶ直線を北東に進み、同所に至り、同所から同公園区域西側境界線を北東に 進み、同公園区域北端に至り、同所から同所と米子市彦名町字乗越川三1952の南 西端を結ぶ直線を北東に進み、湖岸線との交点に至り、同所から湖岸線を南東に 進み起点に至る線により囲まれた区域を除く。)	平成16年11月1日 から平成26年10月 31日まで
中海干拓地銃 猟禁止区域	境港市内の中海干拓地の湖岸線で囲まれた区域	平成16年11月1日 から平成26年10月 31日まで
妻木晩田銃猟 禁止区域	西伯郡淀江町大字福岡地内の県道坊領淀江停車場線と県道淀江インター線の交 点を起点とし、同所から同県道を北西に進み、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線 に至り、同線を北東に進み、妻木川右岸に至り、同川右岸を南東に進み、大山第 1広域農道に至り、同農道を西方に進み、県道坊領淀江停車場線に至り、同県道 を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成16年11月1日 から平成26年10月 31日まで
浅山銃猟禁止 区域	米子市尾高地内の市道尾高石田日下線と精進川左岸の交点を起点とし、同所か ら同川左岸を東方に進み、米子市と西伯郡大山町の境界へ至り、同境界を南方に 進み、米子市尾高と米子市日下の境界に至り、同境界を東方に進み、袋川右岸に 至り、同川右岸を北西に進み、市道尾高石田日下線に至り、同市道を北西に進み 起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成16年11月1日 から平成26年10月 31日まで

